

群馬県における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の取扱いについて
(保育所・地域型保育事業用)

R2.4.3 制定

R2.9.8 一部改正

R4.3. 一部改正

R5.3.20 一部改正

群馬県生活こども部私学・子育て支援課

※前橋市、高崎市所在の施設は、市の取扱いによる

1. 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修

(1) 保育士等キャリアアップ研修

(2) 旧教員免許状更新講習（※）及び免許法認定講習（一定の条件を満たすものに限る）

※ 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)の一部施行(令和4年7月1日)より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習をいう。

なお、対象期間は原則として、いずれも平成29年度以降開催のものとする。

2. 対象者及び修了すべき研修分野

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3以上の研修分野を修了	専門分野別研修のうち4以上の研修分野を修了	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野を修了
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
マネジメント		必須	× (*注1)	× (*注1)
保育実践		× (*注1)	× (*注1)	× (*注1)

※ 処遇改善等加算Ⅱ-①(人数A)の対象者は、改善額が4万円未満の者も「副主任保育士」又は「専門リーダー」として発令されていると考えられるため、3分野+マネジメント又は4分野以上の受講が要件となる。

※ 処遇改善等加算Ⅱ-②(人数B)の対象者は、改善額が5千円超4万円未満の者も「職務分野別リーダー」として発令されていると考えられるため、担当する職務分野に対応する1分野以上の受講が要件となる。

※ 発令に当たっては、施設における職位の発令が、「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」のいずれに当たるのか明確にしておくこと。

*注1 令和元年度までの研修は「専門分野別研修」として取り扱うことが可能

(FAQver3_2-6)

3. 研修修了要件の確認方法

処遇改善等加算Ⅱの申請時（研修修了要件必須化の令和5年度以降）に以下の書類等を添付すること。

① 研修受講履歴一覧（様式1）（※）

※ 修了日（又は受講日）・主催者・研修会名等、様式1に定める必要事項が記載されている場合に限り、既に施設や個人で記録している一覧での代用を認める。

※ 令和2年度以降の研修については、テーマ・演題・講師名等、必須事項以外についても原則記入するものとする。

② 研修修了の証拠書類

- ・ 加算対象職員にかかる保育士等キャリアアップ研修修了証の写し
- ・ 加算対象職員にかかる大学等が発行する更新講習修了証（履修証明書）の写し（※）

※ 更新講習修了証（履修証明書）は、教員免許状更新手続き時に本書を提出する必要があったため、必ず控えを残すこと。

4. 個別事項

（1）保育士等キャリアアップ研修

厚生労働省「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（H29.4.1）に沿って、各都道府県又は都道府県知事が指定する研修実施機関が実施する研修をいう（県外のものも有効）。なお、群馬県では以下の研修を実施している。

① 「群馬県教育・保育のキャリアアップ研修」（県知事名の修了証交付）

（平成29年度は関係団体への委託・共催にて実施、平成30年度から県社会福祉協議会への委託で実施）

② 指定研修実施機関による研修（指定研修実施機関代表者名の修了証交付）

（平成30年度から実施、研修実施機関の指定状況は県ホームページに掲載）

https://www.pref.gunma.jp/03/bv01_00003.html#shitei

群馬県教育・保育のキャリアアップ研修においては、当面、園内研修による4時間の受講免除は認めない（15時間の一貫した研修を実施することにより研修の質と効果が担保されると考えるため）。

（2）旧教員免許状更新講習及び免許法認定講習

厚生労働省「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（H29.4.1）の「ねらい」と「内容」を満たした内容で同一分野を15時間以上修了した場合のみ、認める。

対象期間は、大学等が発行する更新講習修了書（履修証明書）の認定日が平成29年4月1日以降のものとする。

※様式、国関係通知は、県ホームページに掲載

https://www.pref.gunma.jp/03/bv01_00155.html